

平成 2 8 年度 施策評価結果
(平成 2 7 年度決算)

尼 崎 市

平成 2 8 年 8 月

目次

1 施策評価制度の概要

- (1) 総合計画と施策評価…………… 1
- (2) 総合計画と総合戦略…………… 3
- (3) 施策評価の目的…………… 4
- (4) 施策評価の概要…………… 5
- (5) 施策評価結果の取扱い…………… 5

2 市民意識調査結果

- (1) 調査の目的…………… 7
- (2) 実施概要…………… 7
- (3) 調査結果の取扱い…………… 7
- (4) 調査結果と傾向区分…………… 7

3 施策評価結果

- (1) 総合計画における「4つのありたいまち」ごとの評価…………… 10
- (2) 総合評価（重点化等）について…………… 17
 - 施策評価結果（個票）…………… 21
 - 施策1【地域コミュニティ】…………… 23
 - 施策2【生涯学習】…………… 29
 - 施策3【学校教育】…………… 35
 - 施策4【子ども・子育て支援】…………… 41
 - 施策5【人権尊重】…………… 47
 - 施策6【地域福祉】…………… 53
 - 施策7【高齢者支援】…………… 59
 - 施策8【障害者支援】…………… 65
 - 施策9【生活支援】…………… 71
 - 施策10【医療保険・年金】…………… 77
 - 施策11【地域保健】…………… 81
 - 施策12【消防・防災】…………… 87
 - 施策13【生活安全】…………… 93
 - 施策14【就労支援】…………… 97
 - 施策15【地域経済の活性化】…………… 103
 - 施策16【文化・交流】…………… 109
 - 施策17【地域の歴史】…………… 115

施策 18【環境保全・創造】	121
施策 19【住環境】	127
施策 20【都市基盤】	131
施策別事務事業一覧表	135
施策 1【地域コミュニティ】	136
施策 2【生涯学習】	137
施策 3【学校教育】	138
施策 4【子ども・子育て支援】	141
施策 5【人権尊重】	143
施策 6【地域福祉】	144
施策 7【高齢者支援】	145
施策 8【障害者支援】	147
施策 9【生活支援】	148
施策 10【医療保険・年金】	149
施策 11【地域保健】	151
施策 12【消防・防災】	153
施策 13【生活安全】	154
施策 14【就労支援】	155
施策 15【地域経済の活性化】	156
施策 16【文化・交流】	157
施策 17【地域の歴史】	158
施策 18【環境保全・創造】	159
施策 19【住環境】	160
施策 20【都市基盤】	161

1 施策評価制度の概要

(1) 総合計画と施策評価

平成25年4月からスタートした現総合計画では、本市が将来どのようなまちになっていきたいか、というまちの姿を、4つの「ありたいまち」- 人が育ち、互いに支えあうまち、健康、安全・安心を実感できるまち、地域の資源を活かし、活力が生まれるまち、次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち-として示し、その実現に向けた取組を進めることで、本市が、住みつづけたい、住んでみたい、と思われる魅力的なまちになることを目指しています。

この「ありたいまち」の実現に向けた取組の方向性を示すものが20の「施策」であり、本市では、それぞれの施策がどのように取り組まれ、市民生活にどのような効果があったか、また、どのような課題があったかを振り返るため、毎年度、決算時に「施策評価」を実施しています。

施策評価の結果は、毎年、翌年度における施策の展開方向の確認や、新規事業の立案、既存事業の改廃等へと反映させることで、より効率的・効果的な施策展開を目指すものです。また、施策評価結果を広く公表することにより、各施策の成果や課題を市民の皆さまと共有し、今後のまちづくりに活かしていきたいと考えています。(P2【図1 総合計画に定める4つのありたいまちと各施策の関係】参照)

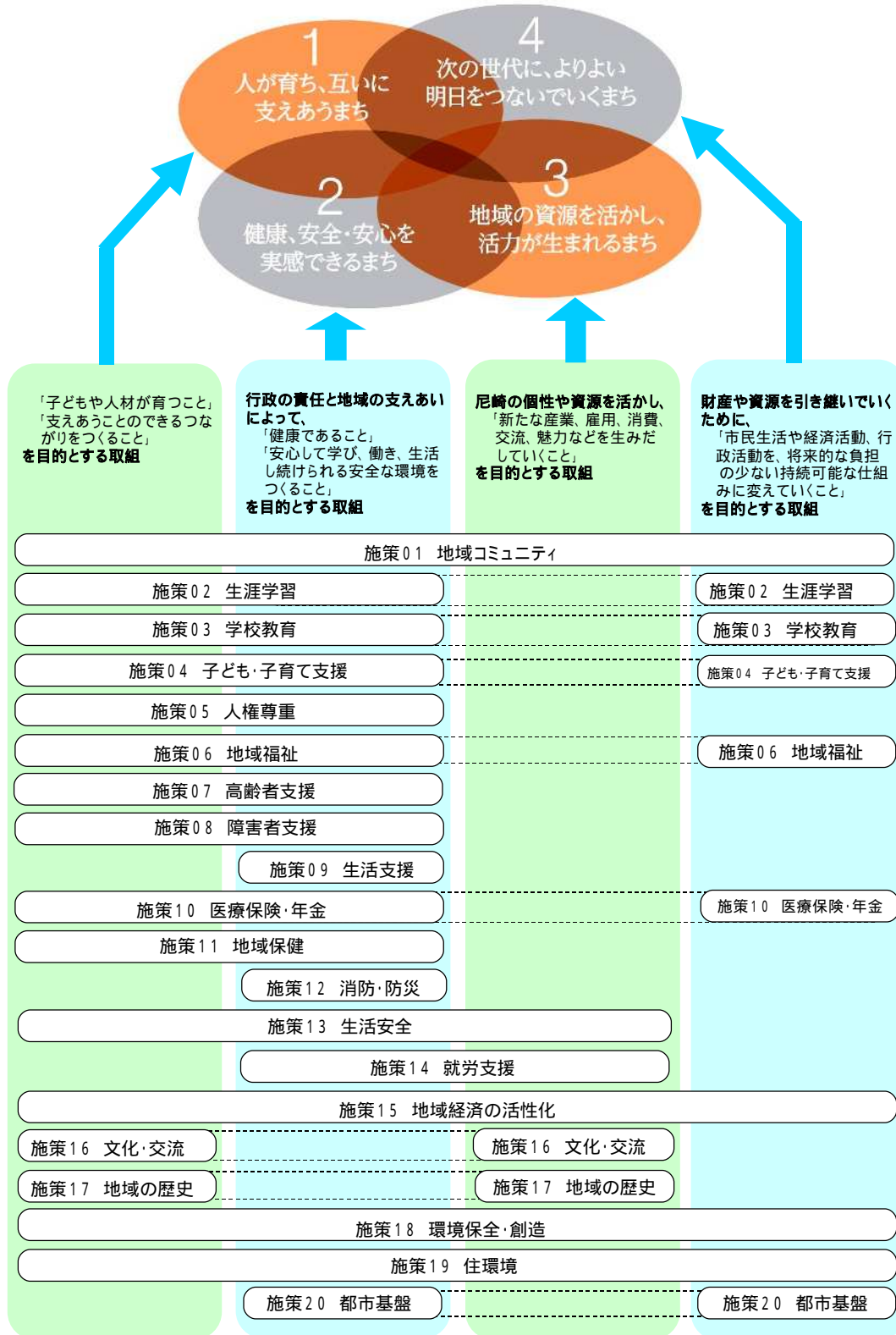
なお、総合計画の「6行政運営」で示している「ありたいまち」の実現に向けたまちづくりを着実に進めるためにも、社会経済情勢の変化にも柔軟に対応できる、持続可能で弾力性のある財政構造を構築し、より柔軟に市民ニーズに対応したサービスを提供できる状態を目指していかねばなりません。

この「財政健全化の取組」については、総合計画と併せて進める「あまがさき『未来へつなぐ』プロジェクト」(平成25～34年度)の中間総括の中で検証していきます。

また、施策評価を実施してきたことで、「地域課題の解決に向けて、行政の役割が公共サービスの主たる担い手であることに合わせて、コーディネーター的な役割も求められてきている」ことについても、人材育成や協働等の視点から検証する仕組みが必要であると認識しています。これは、「後期まちづくり基本計画」の中で整理していきます。

【図1 総合計画に定める4つのありたいまちと各施策の関係】

施策体系マトリックス（「ありたいまち」と各施策の関係）



(2) 総合計画と総合戦略

一昨年（平成26年）国は急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくための「まち・ひと・しごと創生法」を施行しました。

法では、まち・ひと・しごとの創生に向けて、中長期的な視点で国と地方が一体となり取り組む必要があることから、地方自治体においても、人口の将来展望を提示する「地方人口ビジョン」と、今後5か年の具体的な施策等をまとめた「地方版総合戦略」を策定するよう努力目標が示されました。

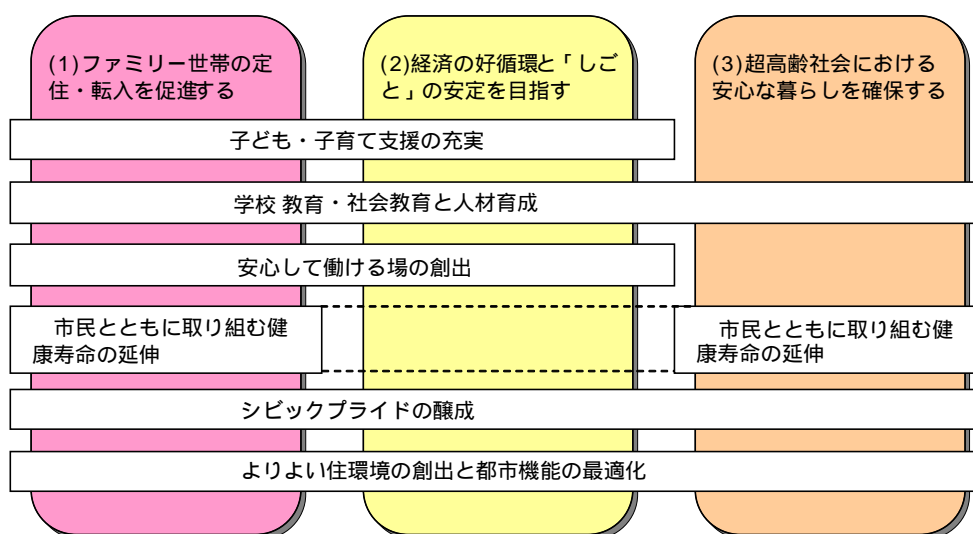
本市は大都市近郊にありながら、人口は昭和46（1971）年の55万人をピークに以降減少傾向が続いており、少子化・高齢化の進行と合わせて、今後、本市の市政運営に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

そのため総合計画では、全国と同様に人口減少、少子化・高齢化が進む中、まちづくりにおいて「人口の年齢構成バランス」、「活動人口の増」、「交流人口の増」を重視し、特に中学生以下の子どもがいる世帯の定住・転入促進に向けて、調査、研究を進めてきました。

本市では、この取組を促進するため、総合計画に示す4つのありたいまちの実現に向けた主要取組項目を基本に、まち・ひと・しごとの分野に焦点を絞った、総合計画のアクションプランとして総合戦略を策定しました。

今回の施策評価では、この総合戦略も合わせて評価を行っています。

【図2 総合戦略の3つの基本目標と総合戦略を支える6つの政策分野】



上記6つの政策分野については、各施策評価表に関連を表記しています。

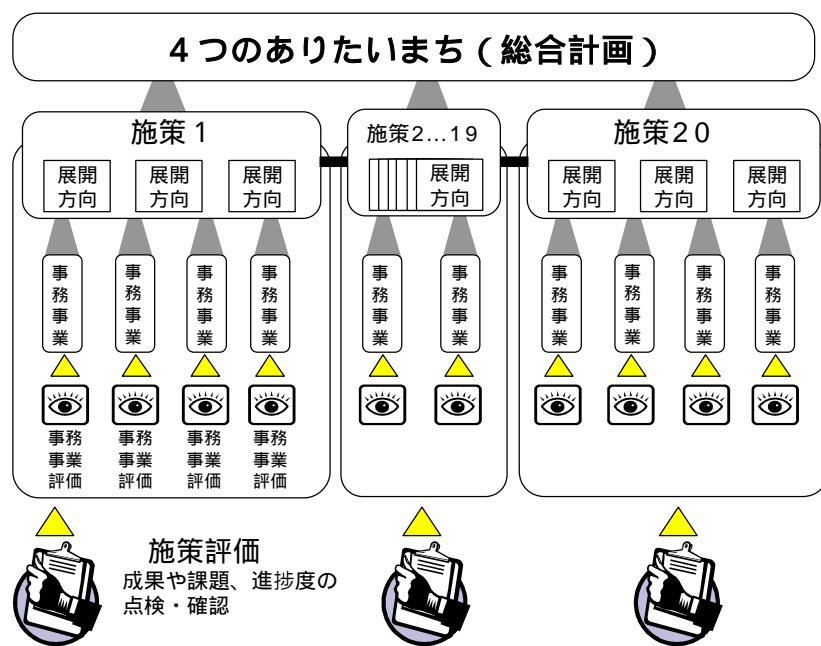
(3) 施策評価の目的

総合計画・総合戦略の進捗確認

本市のまちづくりの長期的な指針である、総合計画で定める「4つのありたいまち」に向けた施策や、総合戦略の取組について振り返り、現状の課題や達成状況などについての評価を行います。

効果的・効率的な施策の推進

これまで実施してきた個々の事務事業を振り返り評価する「事務事業評価」に加え、一定の方向性を持った複数の事務事業の目的である「施策」という一段上位のくくりから俯瞰的に眺めて分析し、事務事業の重複度合いや優先度を評価することで、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを行うなど、より効果的・効率的な施策の推進を図ります。



意識の共有

本市の置かれた状況を認識し、施策評価を通じて、施策の目標や抱える課題を市長から担当者までが共有することで、職員一人一人が目指すべき方向性を意識し、事務事業の改善や新規政策の立案につなげます。

市民の市政参画の推進

施策の達成状況を測る目標を数値で示すとともに、現在の取組や課題、今後の取組方針などを分かりやすく公表し、市民の皆様と共有することで、市政への参画を促そうとするものです。

(4) 施策評価の概要

対象

尼崎市総合計画に掲げる20施策を構成する56の展開方向ごとに、総合戦略の取組も加味して、その進捗状況等を評価します。(平成27年度の活動を基に「施策評価表」を作成する決算評価方式)

評価方法

評価方法	内容
市民意識調査	市内在住の満15歳以上の市民から無作為抽出した2,500人を対象とした市民意識調査による評価(20施策ごと)
内部評価(一次評価)	施策の主たる担当局による自己評価
内部評価(二次評価)	施策の主たる担当局による自己評価の説明を受けての市長査定(総合評価)

評価項目

評価項目	内容
市民意識調査	各施策に対する市民の重要度や満足度
目標指標の推移	定量的に各施策の進捗状況を把握するために定める目標指標の推移
これまでの取組の成果と課題	各施策を推進するための主要な事務事業の実績等

(5) 施策評価結果の取扱い

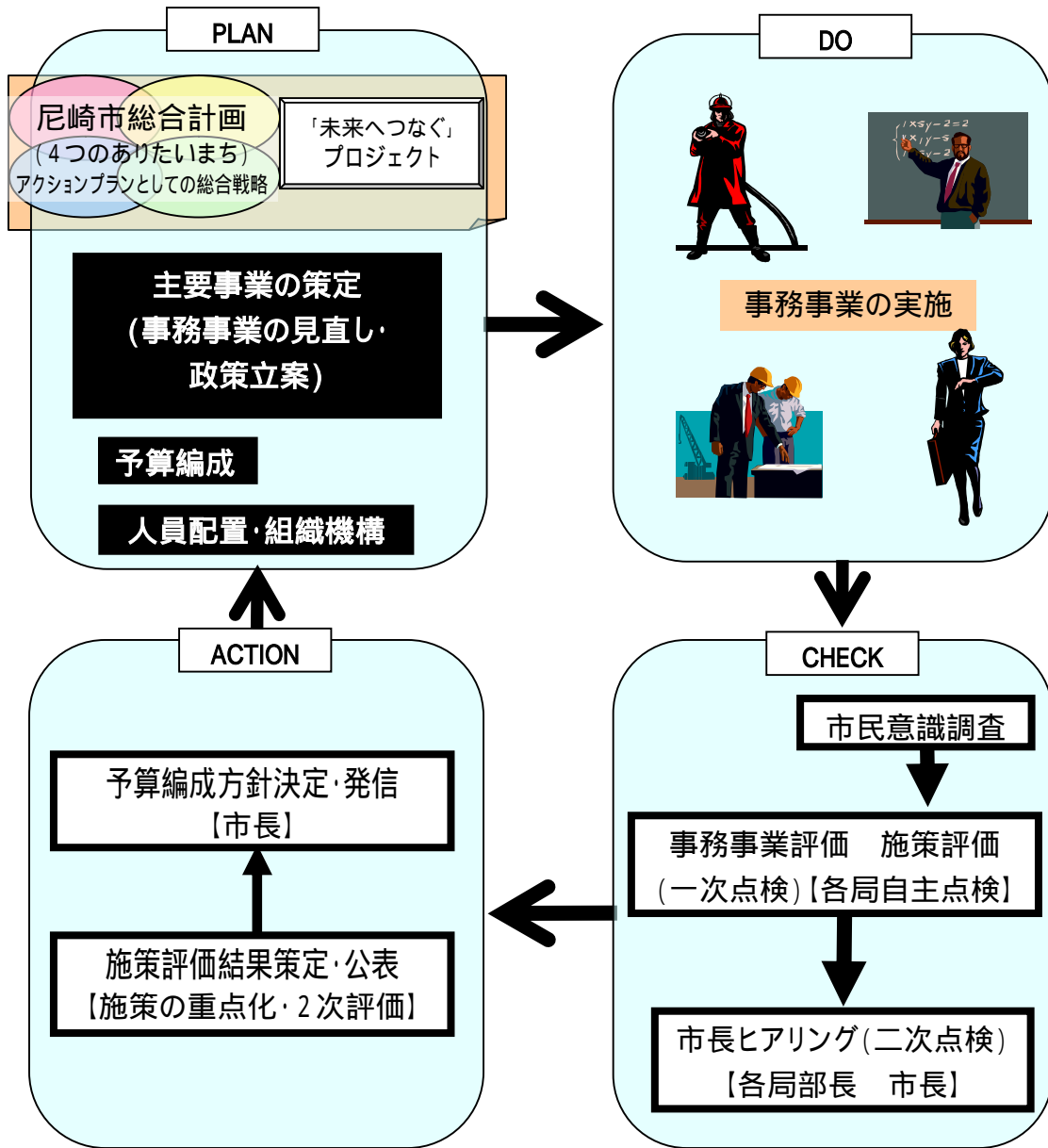
施策評価結果の公表

20施策を構成する56の展開方向ごとに、各評価項目や評価結果をまとめた「施策評価表」と、これらを束ねた総合計画における「4つのありたいまち」ごとに、総合戦略の取組も含めた評価を公表します。

施策評価結果の反映

施策評価の結果(二次評価)は、「総合評価(重点化等)について」としてまとめ、平成29年度予算の編成に反映します。また、施策評価は、その方法を適宜見直しながら実施し、次年度以降についても精度を高めていきます。(P6【図3 施策評価におけるPDCAサイクルの考え方】参照)

【図3 施策評価におけるPDCAサイクルの考え方】



2 市民意識調査結果

(1) 調査の目的

総合計画の20の施策について、その進捗度や関連する項目の市民意識を把握するため、施策の「重要度」、施策に対する取組の「満足度」について、市民にアンケート調査を行いました。

(2) 実施概要

調査対象 満15歳以上の市民から無作為で2,500人を抽出
 調査方法 郵送によるアンケート用紙の発送・回収
 調査期間 平成28年2月1日から平成28年3月7日
 回収結果

発送数	未着数	実発送数	有効回答数	有効回答率
2,500	16	2,484	677	27.3%

(3) 調査結果の取扱い

市民意識調査結果から、全20施策を重要度や満足度をもとに、A～Dの4つに区分するなど分析し、(P8【図4 市民意識調査における20施策の分布と傾向区分】参照)、限られた財源を効果的・効率的な施策展開につなげるとともに、市民がその効果を実感できる事業展開を目指します。

(4) 調査結果と傾向区分

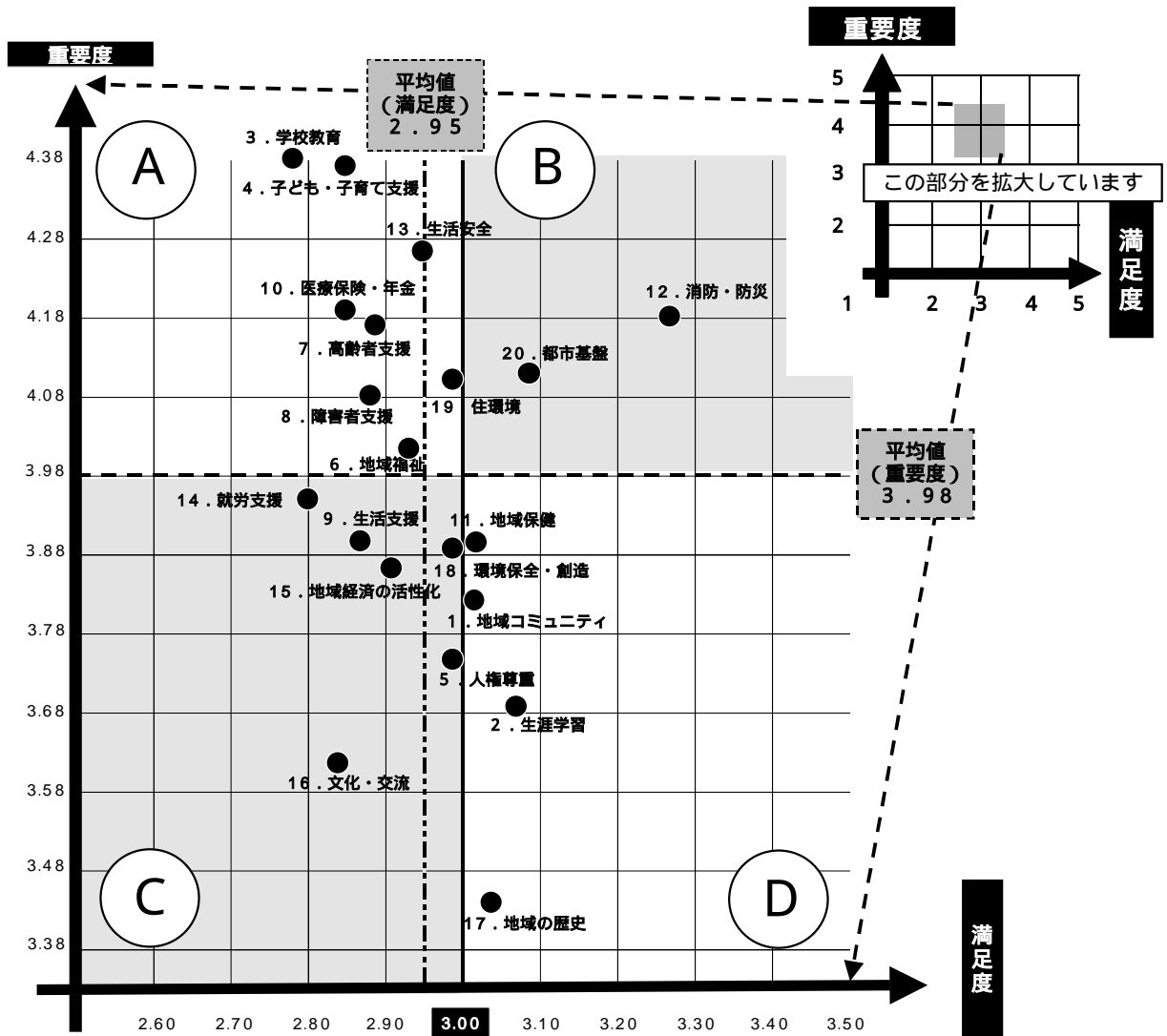
施策別の重要度や満足度の回答を点数化して集計しています。

重要度	重要	5点	満足度	満足	5点
	まあ重要	4点		どちらかといえば満足	4点
	ふつう	3点		ふつう	3点
	あまり重要でない	2点		どちらかといえば不満	2点
	重要でない	1点		不満	1点

結果概要

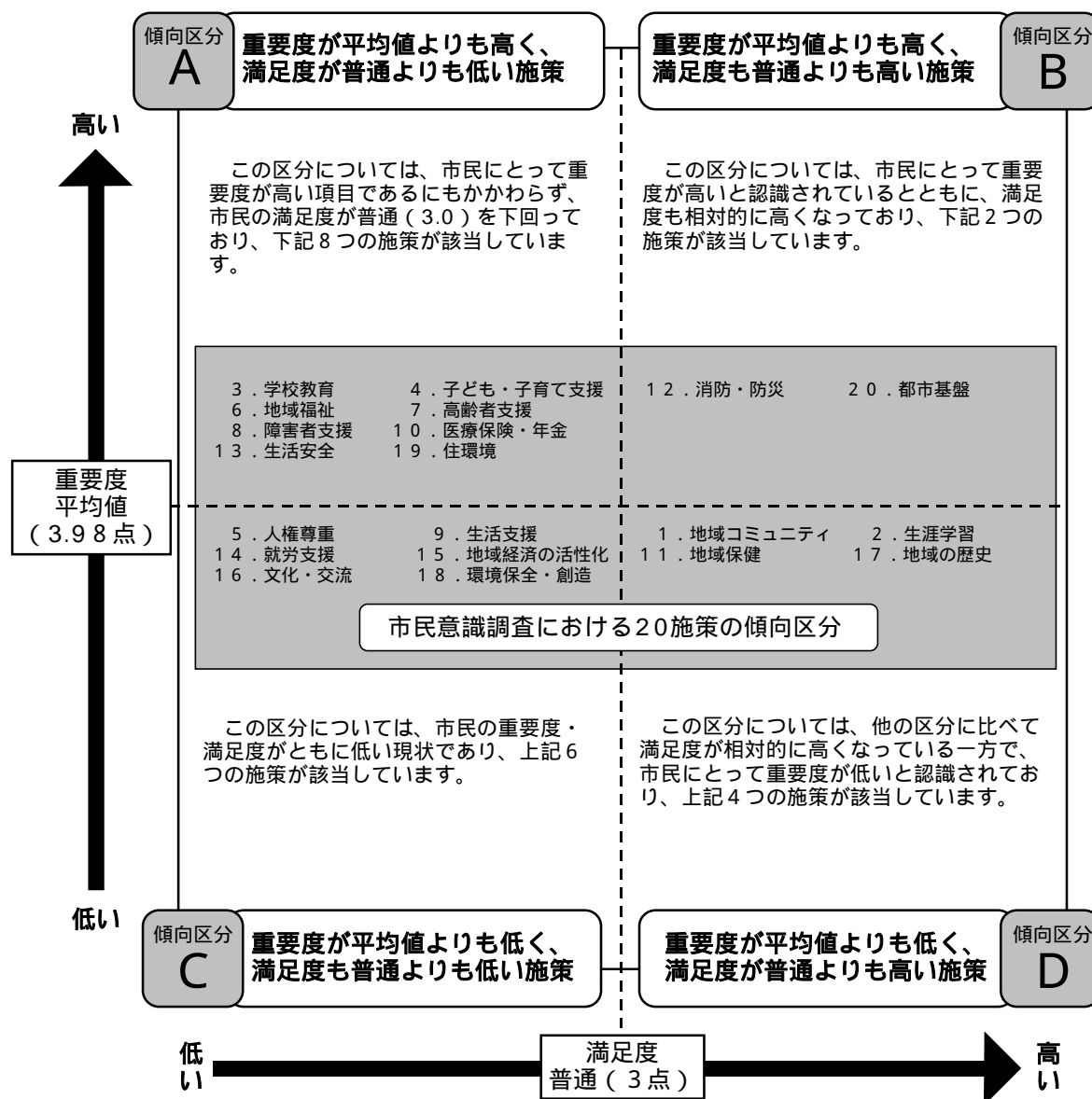
全20施策の平均値	重要度 3.98(前年3.99)、満足度 2.95(前年2.95)
重要度と満足度の乖離が大きい主な施策	学校教育(乖離幅1.60) 子ども・子育て支援(乖離幅1.52) 医療保険・年金(乖離幅1.34)
重要度順位が大きく上昇した主な施策(対前年比)	就労支援(15位 11位)
満足度順位が大きく上昇した主な施策(対前年比)	医療保険・年金(20位 16位) 人権尊重(10位 7位) 地域保健(9位 6位)

【図4 市民意識調査における20施策の分布と傾向区分】



施策名		重要度	満足度	施策名		重要度	満足度
施策1	地域コミュニティ	3.82	3.02	施策11	地域保健	3.90	3.02
施策2	生涯学習	3.69	3.07	施策12	消防・防災	4.18	3.27
施策3	学校教育	4.38	2.78	施策13	生活安全	4.26	2.95
施策4	子ども・子育て支援	4.37	2.85	施策14	就労支援	3.95	2.80
施策5	人権尊重	3.75	2.99	施策15	地域経済の活性化	3.86	2.91
施策6	地域福祉	4.01	2.93	施策16	文化・交流	3.61	2.84
施策7	高齢者支援	4.17	2.89	施策17	地域の歴史	3.44	3.04
施策8	障害者支援	4.08	2.88	施策18	環境保全・創造	3.89	2.99
施策9	生活支援	3.90	2.87	施策19	住環境	4.10	2.99
施策10	医療保険・年金	4.19	2.85	施策20	都市基盤	4.11	3.09

限られた財源を効果的・効率的な施策展開につなげるため、市民意識調査の結果から、全20施策を重要度の平均点(3.98点)と満足度の普通(3点)を軸として、4つの傾向(A~D)に区分しまとめています。



なお、重要度に関しては全20施策の平均値を基にした相対的なものであるとともに、すべての施策について普通(3.0点)以上という結果となっています。一方、満足度については平均値が2.95点と普通をやや下回っており、各施策において、更なる質の向上が求められています。

3 施策評価結果

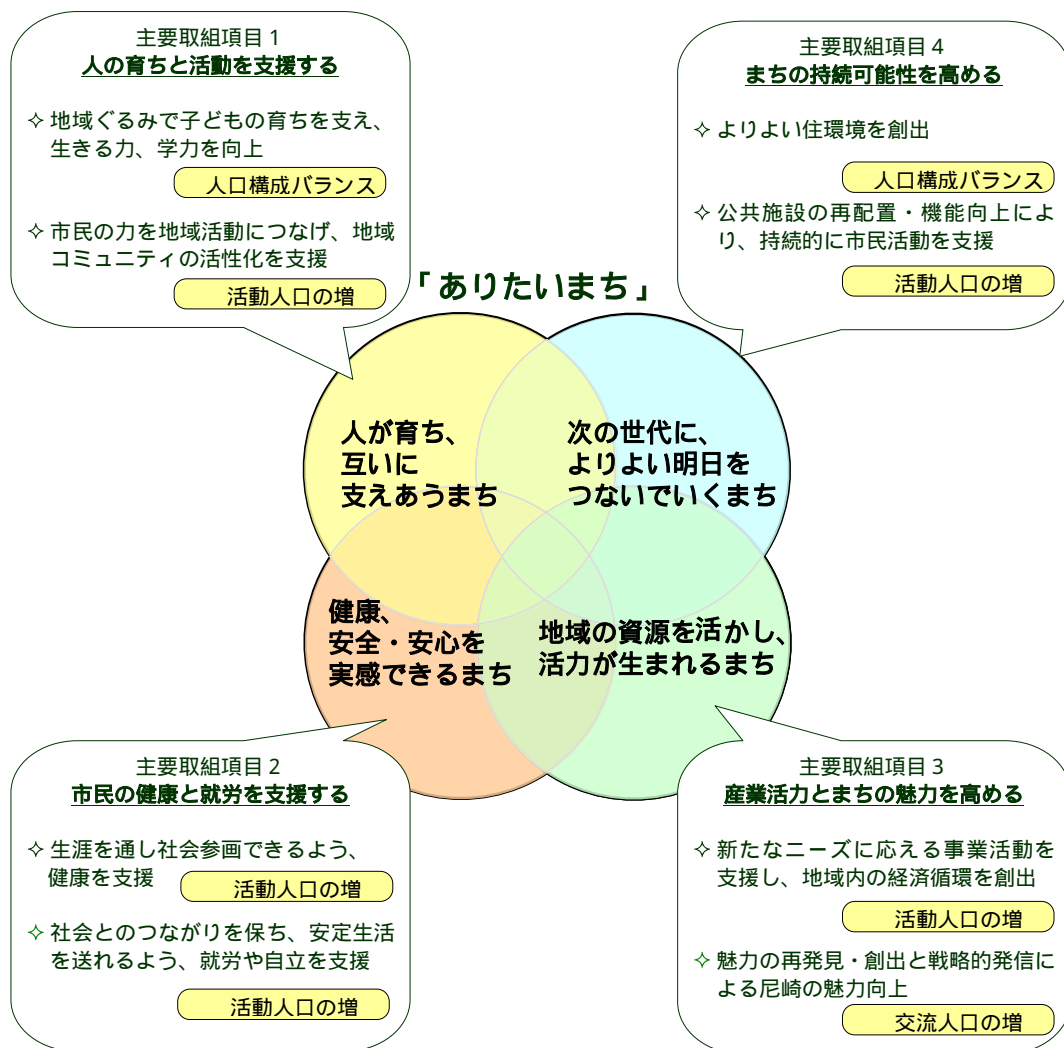
(1) 総合計画における「4つのありたいまち」ごとの評価

総合計画の20の施策と尼崎版総合戦略を支える6つの政策分野での取組について、総合計画における「4つのありたいまち」ごとに、重点的に取り組むとしている「主要取組項目」を含めて評価しています。

(【図5「ありたいまち」と主要取組項目】参照)

「4つのありたいまち」における平成27年度の成果と課題等については次のとおりです。

【図5「ありたいまち」と主要取組項目】



人が育ち、互いに支えあうまち

主要取組項目「人の育ちと活動を支援する」

- ・ 地域ぐるみで子どもの育ちを支え、生きる力、学力を向上
- ・ 市民の力を地域活動につなげ、地域コミュニティの活性化を支援

成果と課題

文末()は、該当する主な施策と総合戦略における政策分野

- ・ 学力向上対策事業を始めて10年が経過する中、これまでの取組により、学力面での全国平均との差は縮小しつつあり、概ね全国レベルとなった。一方で、市民意識調査では重要度に対して満足度が低くなっている。このため、教育に対する市民の理解と期待が高まるよう、学力の向上や教職員の資質向上に向けた取組の充実を図るとともに、これらの取組の成果を効果的に情報発信することが課題である。(施策3、戦略)
- ・ 子ども・子育て支援新制度については、利用者や法人において大きな混乱なく、平成27年度からの制度開始を円滑に進めることができた。しかしながら、引き続き、保育所や児童ホームの待機児童対策や、保育所の施設の老朽化対策等が課題である。(施策4、戦略 ・)
- ・ 本市の不登校出現率は、小中学校ともに全国平均よりも高いが、平成26年度より「子どもの自立支援室」を設置し、各種取組を行う中で少しずつ改善している。一方で、不登校だけでなく、児童虐待やいじめ、発達障害など、子どもを取り巻く課題は複雑・多様化していることから、これらの課題に早急に対応していく必要がある。(施策3・4・9、戦略 ・ ・)
- ・ 多様な主体が参加し、連携できる地域分権型社会にふさわしい住民自治の方向性を示す「(仮称)尼崎市自治のまちづくり条例」の制定に向けた取組を進めてきた。地域を支える人材が育成される環境づくりとして、「みんなのサマーセミナー(提案型協働事業)」を実施した。引き続き、市民の主体的な学びや活動を支援する更なる取組を進めていく必要がある。(施策1・2、戦略 ・)
- ・ 超高齢社会を迎えた中で、地域での見守り活動や防災訓練など、地域のコミュニティや住民主体の支えあい活動がより重要になっており、こうした地域の課題解決力向上のためのコーディネート機能の強化が課題である。(施策1・2・6・7・10・11・12、戦略 ・)

今後の取組方針

- 学力向上に向けた取組を引き続き進めるとともに、旧聖トマス大学施設へ移転した「新教育総合センター」において、教職員の資質向上に向けた研修機能の更なる充実や、蓄積した教育データを活用した先進研究機能など、新しい機能を持たせるとともに、教育に関する情報発信にも積極的に取り組んでいく。(施策3、戦略)
- 保育所の待機児童対策については、公立保育所の民間移管に際して、改築による手法も取り入れるなど、保育所の施設整備を含め、定員拡大を図る取組について検討する。施設の老朽化対策については、次期民間移管計画の策定や公立保育所の計画的な建て替え、私立保育所を対象にした施設整備補助制度を含めて整理する。また、児童ホームの待機児童対策についても引き続き取り組む。(施策4、戦略 ・)
- 子どもを取り巻く環境が複雑・多様化する中、「いじめ防止基本方針」及び「各学校のいじめ防止基本方針」に基づき、本市及び学校での各種取組を進めていくとともに、子どもの成長段階に応じた切れ目ない支援を行うため「尼崎市子どもの育ち支援センター」機能の構築に向けて引き続き検討する。また、合わせて青少年センター機能についても、現状のニーズを分析する中で、旧聖トマス大学施設や地域の施設活用を基本に、青少年の居場所づくりをはじめとした健全育成施策のあり方を含め、検討する。(施策3・4・9、戦略 ・ ・)
- 市民の主体的な学びや活動を支援するために、「みんなの尼崎大学」や地域と学校が連携・協働する体制(地域学校協働本部)づくりに取り組んでいく。また、今後、公共施設マネジメントの取組を進める中、地域の様々な施設の用途にかかわらず、誰もが学び活動しやすい環境を整備する。(施策1・2、戦略 ・)
- 「(仮称)尼崎市自治のまちづくり条例」の制定に向けた取組に合わせて、条例をより実効性のあるものとするため、「地域別予算制度」などの取組を進めるとともに、地域に密着し、学びや保健福祉、防災などのあらゆる分野で、地域や関係団体等をつなぐ、コーディネーター的役割を担う体制の整備等についても、地域振興センターのあり方等の検討の中で整理を行う。(施策1・2・6・7・10・11・12、戦略 ・)

健康、安全、安心を実感できるまち

主要取組項目「市民の健康と就労を支援する」

- ・生涯を通し社会参画できるよう、健康を支援
- ・社会とのつながりを保ち、安定生活を送れるよう、就労や自立を支援

成果と課題

- ・ これまで、介護予防や認知症対策、生活習慣病予防など、施策間連携のもと、予防に力を入れた市民の健康づくりを推進してきたが、超高齢社会を迎えた中で、平成29年度からの「介護予防・日常生活支援総合事業」への円滑な移行に向けた取組を進めていく必要がある。(施策6・7・10・11、戦略)
- ・ また、住民主体の介護予防活動を促進していくためには、各種推進員、専門員等の役割の整理・調整や、コミュニティ活動支援機能の強化といった取組を踏まえて、新たな仕組みを構築していく必要があるが、十分な検討に至っていない。平成27年度から、地域福祉活動専門員との兼務で配置した生活支援コーディネーター機能の検証も含め、鋭意検討を進める必要がある。(施策1・6・7・10・11、戦略 ・)
- ・ 生活困窮者に対する支援については、生活困窮者自立支援制度に基づく「しごと・くらしサポートセンター尼崎」の開設により、早期の把握や相談者の事情に合わせて関係機関へつなぐなど、一定の効果が得られた。また、世代間連鎖防止を図るため、学習支援教室を1室増設するとともに、学習支援の取組により、在籍する中学3年生全員が高校等に進学するに至った。(施策9、戦略 ・)
- ・ 家庭環境などの要因を背景とした、支援を要する子どもに対する取組として、教育現場において子どもの育ち支援ワーカーが認知されてきている。制度理解を深めるために、更に教育現場と連携を図る必要がある。(施策3・9、戦略 ・)
- ・ ひたたくり件数が年々減少傾向にあり、平成27年度は前年度に比べて半減している。また、「市内全域の駅前の放置自転車台数」は大幅に減少している。自転車の盗難や事故防止については、平成27年度に「自転車総合政策推進プロジェクトチーム」を設置し、その他の自転車政策とともに一体的な取組を行った。(施策13・20、戦略 ・)
- ・ 喫煙による健康への影響や、喫煙者以外への受動喫煙、路上喫煙・吸い殻のポイ捨てといった喫煙マナーなど、たばこ対策を全庁的に取り組むため、「尼崎市たばこ対策推進プロジェクトチーム」を設置し、「尼崎市たばこ対策活動基本方針」を定めた。(施策10・11、戦略 、)

今後の取組方針

- ・ 「介護予防・日常生活支援総合事業」における、地域活動と介護の新たな担い手の育成については、十分に検討し事業構築を図るとともに、引き続き、認知症対策等についても取り組んでいく。(施策6・7・10・11、戦略)
- ・ 介護予防に向けた取組は、保健福祉等、他施策と密接に関連していることから、各種推進員、専門員等の役割の整理・調整や、既存の事業の見直し、再構築など、高齢者が自ら健康づくりに取り組むことを支援し、また、効果的に高齢者を地域で支える仕組みづくりについて、引き続き検討する。(施策1・6・7・10・11、戦略)
- ・ 生活困窮者等の自立に向けた就労支援については、「しごと・くらしサポートセンター尼崎」を中心に、関係機関とも連携を図りつつ取組を進める。また、学習支援については、学習習慣の構築だけでなく、子どもたちの居場所確保という観点からも、対象者や利用者のニーズを分析し、必要に応じた事業内容の充実や見直しを行う。(施策9、戦略)
- ・ 子どもの育ち支援ワーカーについては、教育現場との連携について、「総合教育会議」で議論を行うとともに、ワーカーの資質向上や他のソーシャルワーカーとの連携に取り組むことで、より質の高い支援を行う。(施策3・9、戦略)
- ・ ひったくりなど、街頭犯罪の減少に引き続き取り組む。また、自転車総合政策については、「(仮称)尼崎市自転車まちづくり推進条例」の制定に向けた取組を進めるとともに、自転車事故・盗難防止、不法駐輪対策の事業を効果的に推進するため、「自転車総合政策推進プロジェクトチーム」を中心として、関係機関との連携を図りながら取り組み、自転車を本市の魅力の一つとして確立していく。(施策13・20、戦略)
- ・ 「尼崎市たばこ対策活動基本方針」に基づき、平成28年5月に「たばこ対策宣言」を行い、歩きたばこ、路上喫煙の抑制に関する啓発活動に取り組んでいるが、今後は喫煙ルールのさらなる徹底に向けて、喫煙場所等の調整を進める。(施策10・11、戦略)

地域の資源を活かし、活力が生まれるまち

主要取組項目「産業活力とまちの魅力を高める」

- ・新たなニーズに応える事業活動を支援し、地域内の経済循環を創出
- ・まちの魅力の再発見・創出と戦略的発信による尼崎の魅力向上

成果と課題

- ・「尼崎市産業振興基本条例」の基本理念である、「産業の振興」「起業の促進」「雇用就労の維持創出」の具体化を図るために、平成28年度のスタートに向けて産業振興・雇用就労施策の再構築を行った。(施策14・15、戦略)
- ・創業支援については、(公財)尼崎地域産業活性化機構が、平成27年10月に尼崎創業支援オフィス「ABIZ(アビーズ)」を開設し、創業検討中や準備中、創業間もない時期にある層を対象とした支援を行うなど、創業支援体制の充実を図った。(施策15、戦略)
- ・尼崎の地名が多く付けられている人気アニメ「忍たま乱太郎」にちなんだ「尼崎地名スタンプラリー」や、「あまがさき魅力案内所(あまらぶ i+Plus)」の日曜・祝日開所及び日本語を含む5カ国語の案内パンフレットの作成等に取り組んだ。今後も着実に取組を継続していくとともに、より効果的なシティプロモーションの実現のため、全庁的かつ政策的な視点での発信強化が課題である。(施策16・17、戦略)

今後の取組方針

- ・産業振興・雇用就労施策の再構築により見直しを行った創業支援や就労支援に関する取組等については、「産業振興推進会議」を活用することにより、効果検証や進捗管理を行う中で、より効果的な取組へつなげていく。(施策14・15、戦略)
- ・尼崎創業支援オフィス「ABIZ(アビーズ)」や長期実践型インターンシップ、ビジネスプランコンテストなどの取組において、産業支援団体や金融機関とも連携を深めることや、引き続き効果的なPRを行うことで、創業実績につなげていく。また、今後は第二創業も含めて支援を行うとともに、創業後の様々な課題についても、切れ目ない支援を行っていく。(施策15、戦略)
- ・さらなる地域の愛着や誇りの醸成、市内外の人との交流促進に向けて、今後、寄贈を受ける尼崎城の活用や、インバウンドも踏まえた観光地域づくりの視点に立ち、多様な関係者との連携を深めながら、行政だけにとどまらない仕組みや体制を構築していく。(施策16・17、戦略)

次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

主要取組項目「まちの持続可能性を高める」

- ・よりよい住環境を創出
- ・公共施設の再配置・機能向上により、持続的に市民活動を支援

成果と課題

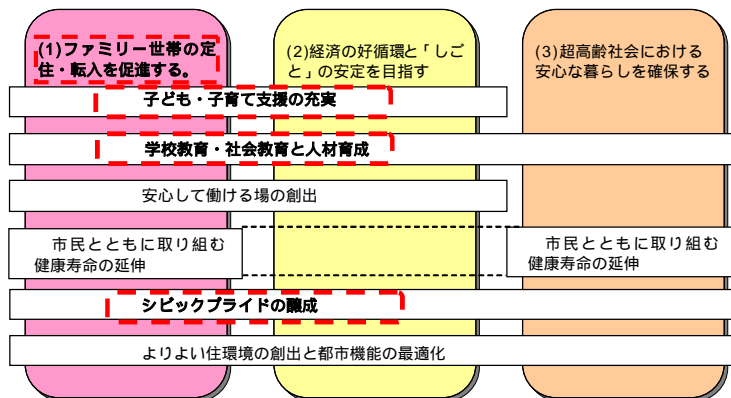
- ・平成27年2月に制定した「尼崎市危険空家等対策に関する条例」に基づき、空家の所有者に対して改善指導等を行うとともに、市内の空家等の実態を把握するための調査を行った。今後は、調査結果を分析し、効果的な取組につなげることが課題である。(施策19、戦略)
- ・「尼崎版グリーンニューディール(AGND)推進事業」については、省エネ設備導入補助事業所が大幅に増えたほか、森永製菓工場跡地のZUTTO CITYを、「尼崎版スマートコミュニティ推進事業」の第1号として認定したところである。一方で、事業全般においては、依然として、費用対効果を上げるための取組と効果的なPRが課題となっている。(施策15・18、戦略)
- ・公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うため、インフラ施設も含めた公共施設の今後の管理の在り方等を示す「公共施設等総合管理計画」を策定したほか、旧梅香小敷地複合施設、各地区複合施設、(仮称)保健福祉センターについて、設置場所、供用開始時期などを定め、施設建設等に順次着手してきている。(戦略)

今後の取組方針

- ・老朽危険空家等の対応策については、実態調査の結果及び先進自治体の先行事例を分析する中で、空家等対策計画策定等の取組を進めるとともに、それ以外の空家対策としては、費用対効果を視野に入れた上で、利活用可能な戸建空家等を活用したファミリー世帯の定住・転入策の検討を行う。(施策19、戦略)
- ・「環境モデル都市アクションプラン」に基づき、「尼崎版グリーンニューディール(AGND)推進事業」などの様々な取組を実施しているところであるが、各事業の進捗管理や効果検証を行うなど、着実な実施や効果的なPRに努める。(施策15・18、戦略)
- ・施設の今後の方向性を示す施設評価、及び具体的な取組内容を示した「公共施設マネジメント計画」の成案化に向けた調整を進めるほか、本市財政状況や将来負担を踏まえる中で、公共施設の最適化に係る取組や、大規模市有地の活用を順次進めていく。(戦略)

(2) 総合評価（重点化等）について

【(再掲) 総合戦略の3つの基本目標と総合戦略を支える6つの政策分野】



【重点化する施策】

本市が、持続可能なまちづくりに向け、総合計画及び総合戦略において最重要視している目標は、「ファミリー世帯の定住・転入促進」です。

総合戦略では、6つの政策分野のうち、特に子ども・子育て支援の充実、学校教育・社会教育と人材育成、シビックプライドの醸成が「ファミリー世帯の定住・転入促進」に大きく寄与するものと位置付けています。

平成29年度に向けては、この3つの政策分野で、直近の課題として取り組むべき施策や、市民意識調査で重要度が高く満足度が低い施策について、重点化して取り組んでいきます。

子ども・子育て支援の充実

待機児童対策、保育所施設の老朽化対策等（保育所民間移管計画の策定を含む）
（施策 04 - 01）

尼崎市子どもの育ち支援センター機能の充実等（施策 03 - 01、04 - 03、09 - 01）

学校教育・社会教育と人材育成

学力向上、教職員の資質向上等の旧聖トマス大学施設における研修・先進研究機能の充実等（施策 03 - 01）

みんなの尼崎大学、地域学校協働本部づくり等（施策 01 - 03、02 - 01、03 - 03）

シビックプライドの醸成

自転車総合政策、街頭犯罪防止対策等（施策 13 - 01）

（再掲）みんなの尼崎大学、地域学校協働本部づくり等（施策 01 - 03、02 - 01、03 - 03）

【転換調整する施策】

将来に向けて重点的に対応が必要となるもの、施策の再構築や実施手法の見直し等が必要なもの、他施策との連携・調整等が必要と考えられるものについては、より効果的な取組への転換に向けた調整を行っていきます。

地域に密着し、学びや保健福祉、防災などのあらゆる分野で地域や関係団体等をつなぐ、コーディネーター的役割を担う体制の整備検討

(施策 01 - 01～02、02 - 03、06 - 01～02、07 - 01～03、10 - 02、11 - 01、12 - 03)

青少年センター機能の見直しと青少年の居場所づくりの検討(施策 04 - 02)

尼崎城の活用やインバウンドも踏まえた観光地域づくり、シティプロモーションの向上等(施策 16 - 02～03、17 - 02)

【現行継続する施策】

上記「重点化」、「転換調整」以外の施策については、現行取組を基本としながら、各局の創意工夫のもと、更なる取組の充実と改善を図り、効果的な施策遂行に努めていきます。

施策評価結果一覧

施策名称	施策の展開方向	施策評価結果（総合評価）			掲載ページ		
		重点化	転換調整	現行継続	評価表	一覧表	
1 【地域コミュニティ】 みんなの支えあい地域が 元気なまち	1-1	多様な主体が参加し、連携できる地域分権型社会にふさわしい住民自治のルールづくりに取り組みます。				23	136
	1-2	子育てや地域の見守り、健康づくり等をテーマとした地域活動等により、安全・安心な地域社会の形成を促進します。				25	
	1-3	市民の提案機会の拡大、広聴機能の充実やシチズンシップ教育など、市政参画をいっそう進めるしくみづくりに取り組みます。				27	
2 【生涯学習】 生涯を通して学び、スポー ツに親しめるまち	2-1	市民の主体的な学習や活動を支援するとともに、学習の成果を地域社会に活かすことのできる人づくり・しくみづくりを進めます。				29	137
	2-2	健康の保持・増進を図るため、気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。				31	
	2-3	生涯学習やスポーツ活動を通して、生きがいづくりや地域での交流を促進していきます。				33	
3 【学校教育】 教育の充実で子どもの生き る力をはぐくむまち	3-1	確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現をめざし、学校教育を充実します。				35	138
	3-2	子どもが安全かつ安心して学ぶことのできる教育環境を整備・充実します。				37	
	3-3	地域全体で子どもを守り育てていくため、家庭・地域・学校の連携を推進します。				39	
4 【子ども・子育て支援】 健やかに子どもが育ち、笑 顔が輝くまち	4-1	家庭における子育て力を高めます。				41	141
	4-2	子どもの主体的な学びや行動を支えます。				43	
	4-3	地域社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支えます。				45	
5 【人権尊重】 人権文化の息づくまち	5-1	市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう、「ともに生きる社会」の実現に努めます。				47	143
	5-2	市民・事業者と行政の協働による人権教育や啓発活動を推進するとともに、市民が人権に対して自主的に「学び・気づき・行動する」環境づくりを進めます。				49	
	5-3	人権侵害を防止するとともに、被害者に対して適切な支援を行います。				51	
6 【地域福祉】 誰もが地域でその人らしく 暮らせる福祉のまち	6-1	小地域福祉活動を活発にします。				53	144
	6-2	地域のなかで生活・福祉課題を共有し、解決に向けて検討します。				55	
	6-3	専門機関による支援体制を加えた地域の福祉に関するネットワークを強化します。				57	
7 【高齢者支援】 高齢者が地域で安心して暮 らせるまち	7-1	元気な高齢期を過ごせるよう、健康づくりや介護予防に努めます。				59	145
	7-2	地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにします。				61	
	7-3	積極的に地域とかわかっていることができるよう支援します。				63	
8 【障害者支援】 障害のある人が地域で自立 して暮らせるまち	8-1	地域での在宅生活を支えます。				65	147
	8-2	適切な支援につなぐための相談の体制を充実します。				67	
	8-3	障害のある人の社会への参加を促進します。				69	
9 【生活支援】 生活に課題を抱える人が安 心して暮らせるまち	9-1	支援の必要な子どもの早期発見と早期対応、児童虐待防止に取り組みます。				71	148
	9-2	生活に課題を抱える人が必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるように、相談体制の充実や関係機関によるネットワークの強化に努めます。				73	
	9-3	生活保護の適正運営と自立支援の取組を進めます。				75	
10 【医療保険・年金】 医療保険で健康な生活を支 えあつまち	10-1	支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努めます。				77	149
	10-2	生活習慣病の予防や重症化予防など、被保険者の健康増進に取り組み、医療費の適正化をめざします。				79	

施策名称	施策の展開方向	施策評価結果（総合評価）			掲載ページ		
		重点化	転換調整	現行継続	評価表	一覧表	
11 【地域保健】 いきいきと健康に安心して暮らせるまち	11-1	ライフステージに応じた健康づくりを支援します。				81	151
	11-2	適切な医療体制の確保に努めます。				83	
	11-3	健康危機管理体制の確立に取り組みます。				85	
12 【消防・防災】 消防・防災体制が充実した安全・安心のまち	12-1	阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓に学び、地震等の大規模災害発生時に、被害を軽減できるよう、市の防災体制を充実します。				87	153
	12-2	大切な市民の生命を守るため、火災・水害等に適切に対応するとともに、その被害を最小限に食い止めるよう、消防・救急・救助体制を充実します。				89	
	12-3	地域住民が互いに協力し、防火防災知識を学び、災害発生時に被害を少なくしていけるよう、地域の防災力の向上に努めます。				91	
13 【生活安全】 生活に身近な安心を実感できるまち	13-1	地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。				93	154
	13-2	身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進めます。				95	
14 【就労支援】 能力を活かし、いきいきと働けるまち	14-1	企業等と就労希望者双方のニーズを踏まえ、きめこまやかな就労マッチングに取り組みます。				97	155
	14-2	就労希望者に対して、職業意識の醸成や、企業の求める人材を踏まえた人材育成に取り組み、就職力を高めていきます。				99	
	14-3	多様な働き方を認めあうとともに、安心して働き続けられる環境づくりを進めます。				101	
15 【地域経済の活性化】 地域経済の活性化によるにぎわいのまち	15-1	地域経済を支える「ものづくり産業」の競争力を高めます。				103	156
	15-2	環境と共生する持続可能な社会経済活動をめざして、産業の育成と次代を担う人材の育成を進めます。				105	
	15-3	地域商業やソーシャルビジネスなど、地域に根差した事業活動の活性化を支援します。				107	
16 【文化・交流】 人をひきつける魅力があふれるまち	16-1	地域資源の活用や文化芸術活動の振興と担い手の育成によって、まちの魅力と活力を高めます。				109	157
	16-2	まちの魅力を積極的に発信し、良好な都市イメージを創造します。				111	
	16-3	地域に愛着と誇りを持つ市民を増やすとともに、市内外の人の交流を促進します。				113	
17 【地域の歴史】 歴史遺産を守り活かすまち	17-1	文化財や歴史資料等の地域資源を保存・活用するとともに、地域の歴史や文化財に関する情報を市内外に発信します。				115	158
	17-2	地域の歴史に関心を持つ市民の学習機会や場所の充実など、ともに学びあえる環境づくりを進めます。				117	
	17-3	住んでいる地域や尼崎市への愛着と誇りが育つよう、地域の歴史や文化財等の魅力を分かりやすくしっかりと伝えていきます。				119	
18 【環境保全・創造】 環境と共生する持続可能なまち	18-1	環境の保全や創造に取り組む人やグループ、事業者のネットワークを広げ、市域での環境活動を活性化します。				121	159
	18-2	地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進めます。				123	
	18-3	身近な自然や生態系を守るなど、継続的な環境の保全や創造に取り組み、次の世代に引き継いでいきます。				125	
19 【住環境】 暮らしやすく快適な住環境を備えたまち	19-1	市民自らが住環境や住まいに関心を持ち、快適に安心して暮らせるまちづくりに積極的にかかわっていける環境づくりを進めます。				127	160
	19-2	快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組みます。				129	
20 【都市基盤】 安全・安心な都市基盤で市民生活を支えるまち	20-1	都市基盤の適切な整備・維持管理に取り組み、利便性と安全性を備えた生活空間を維持・創出していきます。				131	161
	20-2	地域の特性に応じたルールづくりや、災害に関する情報の共有を進め、災害に強く安全なまちづくりに取り組みます。				133	
合計			8	15	33		